

令和 8 年 5 月 1 1 日松江地方裁判所出雲支部宣告

令和 8 年(わ)第 8 号 過失運転致死被告事件

主 文

被告人を拘禁刑 1 年に処する。

5 この裁判が確定した日から 3 年間その刑の執行を猶予する。

理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、令和 7 年 6 月 2 日午前 7 時 5 6 分頃、島根県出雲市 a 町 b
番地 A 保育園の東方に所在する駐車場内に南向きに駐車していた普通乗
10 用自動車に乗り込み、同車を運転して南西方に向けて発進進行するに当
たり、当時は登園時間帯であり、自車の周囲に園児がいることが予測さ
れたのであるから、乗車前に自車の周囲を見回って園児の有無を確認し
た上、園児を発見した場合は、同園児の保護者に同園児の監護を依頼す
るなどして、その安全を確認してから自車に乗車して発進進行すべき自
15 動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、乗車前に自車の周囲を見
回らず、自車の周囲にいる園児の有無を確認しないで、その安全確認不
十分のまま自車に乗車し、漫然自車を発進させて時速約 1 0 キロメー
トルで進行した過失により、折から自車前方にいた B (当時 1 歳) に気付
かず、自車前部を同人に衝突させて同人を地面に転倒させた上、自車左
20 前後輪で同人をれき過し、よって、同人に重症頭部外傷の傷害を負わ
せ、同日午前 9 時 2 4 分頃、同市 c 町 d 番地 e 所在の C 病院において、
同人を前記傷害により死亡させたものである。

(量刑の理由)

本件は、被告人が、登園時間帯において、自身の子を保育園に送り届
25 けた後、保育園の駐車場に止めていた自動車に乗り込んでこれを発進さ
せるに当たり、自車の周囲に園児がいるかどうかを確認することなく、

その安全確認不十分のまま自車を発進させた過失により、自車前方にいた被害者に気付かず、自車前部を被害者に衝突させて被害者を死亡させた過失運転致死の事案である。本件事故の結果、当時1歳であった被害者の尊い生命が奪われたものであり、本件事故による結果が重大であることはいうまでもない。被害者の遺族が受けた悲しみや無念さは察するに余りあり、被告人が厳重な処罰を受けることを希望しているのも至極当然である。

本件事故当時、被害者の親が目を離していた際に被害者は被告人運転車両の近くにいたところ、運転席にいた被告人からは背の小さい被害者の姿を発見しづらい状況にあったことは否定しがたく、その走行状況等にも照らせば、本件事故が危険性や悪質性の高い運転行為により引き起こされたものとはいえない。他方で、本件事故当時の状況や場所等を踏まえれば、自身も子を送り届けるために保育園を訪れていた被告人としては、自車の周囲に園児がいる可能性について十分に留意し、乗車前に自車の周囲を見回って園児の有無を確認するなどして安全を確認すべき注意義務を負っていたというべきであり、それにもかかわらずかかる注意義務を怠ったのであるから、過失が重大であるとまでは評価できないものの、過失の程度は一定程度大きいというべきである。

以上によれば、被告人の刑事責任を到底軽視することができない。他方で、被告人加入の対人賠償無制限の保険により、遺族に対して一定の金銭的賠償がされる見込みであること、被告人が本件を重く受け止め、被害者や遺族に対する謝罪や反省の態度を示していること、被告人の夫が被告人の監督を誓約していること、被告人に前科が見当たらないことなど、被告人のために酌むべき事情も存在する。これらの事情も考慮した上で、被告人に対しては、主文の刑に処した上で、今回に限り、その刑の執行を猶予し、被害者の冥福を祈らせるのが相当である。

(求刑 拘禁刑 1 年)

令和 8 年 5 月 1 1 日

松江地方裁判所出雲支部

裁判官 久 保 怜次郎